○東北地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

東北地方整備局長　三瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市飯島道東一丁目一九二番一一から同市飯島道東三丁目二一六番一三まで	前	二一・四三～五二・四六	〇・八九九キロメートル
	後	二一・一三～五二・四六	〇・八九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河三国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

東北地方整備局長　三瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	秋田市飯島道東一丁目一九一番二から同市飯島道東三丁目二一六番一三まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月二十日

○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

東北地方整備局長　三瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙北市田沢湖小松字二枚橋二三八番から同市田沢湖小松字羽根ヶ台六二番六まで	前	二八・二八～五二・三〇	〇・一〇〇キロメートル
	後	二二・〇〇～四〇・三〇	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河三国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

東北地方整備局長　三瀧　弘之

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　県道志津川登米線改築工事（塩入道路・宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入地内から同町志津川字田尻畑地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入、字竹川原及び字田尻畑地内

2　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入、字竹川原及び字田尻畑地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字沢見町地内から同町志津川字田尻畑地内までの延長1.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道志津川登米線改築工事（塩入道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道志津川登米線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入地内の一般国道45号との交差点を起点とし、登米市登米町大字日根牛宿地内の一般国道342号との交差点を終点とする延長約20.3kmの路線である。

本路線が通過する本吉郡南三陸町は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。本路線は、津波等の災害時に海岸部から内陸部に避難するための数少ない路線であるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員等を満たさない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の避難に支障を来す状況にあるとともに、幹線道路としての機能も十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的とし、宮城県条例による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年3月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカジカ小卵型、準絶滅危惧として掲載されているカジカ大卵型等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているキクタニギクが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、本件事業の施工区域内では確認されていないこと、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい又はないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的とし、宮城県条例による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。